

**公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令（案）
に対して提出された意見及び総務省の考え方
(令和7年10月16日～11月14日)**

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	個人	この省令の施行の際に～の経過措置は設けないのか。	各市町村の選挙管理委員会が用いる様式は、公職選挙法施行規則等に規定する様式に準じて作成するものとされており、改正後の様式の施行の方法については、各市町村の選挙管理委員会において、それぞれ判断されるものであるため、経過措置を設ける必要はないものと考えております。	無
2	個人	「その他の措置」が何を指すか不明確である。 「署名又は記名押印」でよいのではないか? 花押や押印も含めたいのか? それとも、デジタル化を見据えて電子署名等を含めたいのか?	「署名その他の措置」としては、主に、申出者本人の選択により、申出書に署名又は記名押印がなされていることが考えられます。これは、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第132号）等と同様に、署名その他の措置（例：記名押印）によって届出書類等の真正性を確認することを規定したものです。	無
3	個人	押印は日本における伝統的な慣習の一つであり、意思表示の意味があるため、押印の時の緊張感は大切すべきと考えます。そうした感性を喪失させるような改正には反対です。省いていいところと省くべきでないところを正確に捉えてください。	今回の改正は、「署名その他の措置」として、引き続き記名押印によって届出書類の真正性を確認することも可能としているものです。	無
4	個人	良いと思います。	本改正に賛成の御意見として承ります。	無
5	個人	押印の廃止は結構ですが、納税証明書、住民票、戸籍謄本等、新たに余計なものを提出させるような改正はしないでください。	本改正に賛成の御意見として承ります。なお、本改正は、押印欄の削除に伴い、別途の資料の提出を求めるものではありません。	無

【提出意見 5件】